

建設業者団体の長 殿

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課長
大臣官房参事官（建設人材・資材）

建設資機材の需給の状況を踏まえた適切な対応について

建設工事を円滑に施工する上で、建設資機材の需給の安定は重要であり、サプライチェーン全体での協力が不可欠です。

現在、建設資材として使用される軽量コンクリート及びその原材料である軽量骨材において、需給のひっ迫、調達困難な状況が生じております。

つきましては、貴団体の会員企業が受注者である工事について、下記のとおり、建設資機材の需給の状況を踏まえた適切な対応を行っていただきますよう、会員企業に対して周知を宜しくお願いします。

なお、別紙 1～2 のとおり、主要民間団体、生コンクリート製造業界にも周知しているほか、軽量骨材製造業界にも経済産業省から出荷見通しに更新があった際には情報提供を行うよう協力を依頼しておりますので、参考までに申し添えます。

記

- 軽量コンクリートをはじめとした建設資機材の納期の遅延を理由として、発注者に対して工期等に関する協議を申し出るに当たっては、建設資機材業者からの情報等を活用するなど、発注者が状況を把握するために必要な情報を提供すること。
また、今後請負契約を締結する建設工事についても、本年 12 月までに施行される建設業法第 20 条の 2 第 2 項の趣旨を踏まえ、契約を締結するまでに、発注者に対して、資材の供給が著しく減少するおそれがある旨を、供給状況の把握のために必要な情報と併せて通知するよう努めること。
- 軽量コンクリートをはじめとした建設資機材について、建設資機材業者に対して、可能な限り早期から、必要となる時期と正確な数量を明確にした発注を行うこと。
- 「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の高騰の状況等を踏まえた対応について」（令和 5 年 6 月 8 日付け事務連絡。別添）を踏まえ、生コンクリートの原材料費やエネルギーコストの高騰の状況等を踏まえた円滑な価格転嫁を進めるため、生コンクリートの売買契約の適正化を図ること。

【参考】

東京地区の軽量コンクリートの供給状況については、生コンクリート製造業界団体において情報提供を行っています。

- ・東京地区生コンクリート協同組合
<https://www.t-namakyo.jp/>

軽量骨材の供給状況については、メーカーにおいて情報提供を行っています。

- ・日本メサライト工業株式会社
<https://www.mitsui-kinzoku.co.jp/group/mesalite/>

事務連絡
令和5年6月8日

建設業者団体の長 殿

経済産業省製造産業局素材産業課長
国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

労務費、原材料費、エネルギーコスト等の高騰の状況等を踏まえた対応について

先般、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）において、現下の原材料費等の高騰の状況を踏まえた新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等の一環として、建設業における適正な請負代金の設定等について政府全体で取り組むこととされました。

これを踏まえ、貴団体に対して、「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や工期の確保について」（令和4年4月26日国不建第52号。別添1。）により、建設資材業者に対しても適切な配慮をするようお願いしたところです。

つきましては、生コンクリートの原材料費やエネルギーコストの高騰の状況等を踏まえ、発注者との間でスライド条項や価格変動の際における協議条項なども活用しつつ必要に応じ適切に対応するなど、会員企業に対して改めて周知方お願いいたします。

また、生コンクリートの流過程においては、生コンクリートの販売店等と建設業者との間で生コンクリートの売買契約が締結されることとなりますが、生コンクリートの原材料費やエネルギーコストの高騰の状況等を踏まえた円滑な価格転嫁を進めるためには、当該売買契約の適正化を図ることも重要となります。

つきましては、「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した契約の適正化について」（令和4年12月6日付け事務連絡。別添2。）において契約の適正化に向けて適切な対応を図るようお願いしたところですが、会員企業に対して改めて周知方お願い致します。

なお、同様の内容について、別紙1、別紙2及び別紙3のとおり生コンクリート製造業界、地方公共団体及び主要民間団体にも周知しておりますので、参考までに送付いたします。

国不建第 108 号
国官参建第 39 号
令和 6 年 11 月 1 日

主要民間団体の長 殿

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課長
大臣官房参事官（建設人材・資材）

建設資機材の需給の状況を踏まえた適切な対応について

建設工事を円滑に施工する上で、建設資機材の需給の安定は重要であり、サプライチェーン全体での協力が不可欠です。

現在、建設資材として使用される軽量コンクリート及びその原材料である軽量骨材において、需給のひっ迫、調達困難な状況が生じております。

つきましては、貴団体の会員企業が発注者である工事について、下記のとおり、建設資機材の需給の状況を踏まえた適切な対応を行っていただきますよう、会員企業に対して周知を宜しく申し上げます。

なお、別紙 1～2 のとおり、建設業者団体、生コンクリート製造業界にも周知しているほか、軽量骨材製造業界にも経済産業省から出荷見通しに更新があった際には情報提供を行うよう協力を依頼しておりますので、参考までに申し添えます。

記

- 受注者から、軽量コンクリートをはじめとした建設資機材の納期の遅延等を理由として工期等に関する協議の申出があった場合には、当該申出が根拠を欠く場合など正当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応じるよう努めること。

20241031 製局第 2 号
国不建第 109 号
国官参建第 40 号
令和 6 年 11 月 1 日

全国生コンクリート工業組合連合会会長 殿
全国生コンクリート協同組合連合会会長 殿
全国生コンクリート卸協同組合連合会会長 殿

経済産業省製造産業局素材産業課長
国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課長
大臣官房参事官（建設人材・資材）

建設資機材の需給の状況を踏まえた適切な対応について

建設工事を円滑に施工する上で、建設資機材の需給の安定は重要であり、サプライチェーン全体での協力が不可欠です。

現在、建設資材として使用される軽量コンクリート及びその原材料である軽量骨材において、需給のひっ迫、調達困難な状況が生じております。

つきましては、貴会におかれても、下記のとおり、建設工事の円滑な施工に向けて安定供給への可能な限りのご協力をお願いしたく、会員企業に対して周知を宜しく申し上げます。

なお、別紙 1～2 のとおり、建設業者団体、主要民間団体にも周知しているほか、軽量骨材製造業界にも経済産業省から安定供給に向けた協力を依頼しておりますので、参考までに申し添えます。

記

- 生コンクリートメーカー及び生コンクリート販売業者においては、軽量コンクリートのサプライチェーンにおいて、軽量コンクリートが使用される工事の工期や軽量コンクリートの納品スケジュールなどに調整の必要性が生じる可能性があることを踏まえ、出荷見通しに更新があった際には情報提供を行い、可能な限り、丁寧な顧客対応に努めること。